



2024年6月12日

各位

会社名 株式会社ラックランド  
代表者名 代表取締役 野村 裕之  
(コード番号：9612 東証プライム)  
問合せ先 執行役員管理本部長 磯部 伸弘  
(TEL：03-3377-9331 (代表))

### 再発防止策策定及び新マネジメント体制に関するお知らせ

当社は、2024年4月18日付「ガバナンス委員会の設置に関するお知らせ」（以下「本お知らせ」といいます。）に記載のとおり、同月12日、特別調査委員会より本お知らせ記載の本件事案及び本関連事案（以下、あわせて「本件」といいます。）に関する調査報告書を受領しており、今回の事態を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定・実行し、内部統制及びガバナンス体制の強化に取り組むため、同月16日開催の取締役会においてガバナンス委員会を設置することを決議しました。その後、ガバナンス委員会における審議を経て、当社取締役会は、ガバナンス委員会から答申を受けました。

当社取締役会にて、ガバナンス委員会の答申内容及び特別委員会の調査報告書を踏まえ、当社における再発防止策を策定し、また新マネジメント体制について決議しましたのでお知らせいたします。

なお、今後、取締役会において、株主総会における役員選任議案や役員の異動等を決議した場合には、改めて公表いたします。

### 記

#### 1. ガバナンス委員会の答申について

当社は、ガバナンス委員会に対して以下の委嘱事項を委嘱しました。

- ① 本件の原因並びに当社の内部統制及びガバナンス体制上の問題点の分析（これらに必要な範囲での本件の検証を含む。）。特に、不適切な交際費に関する望月圭一郎氏（以下「望月氏」という。当時代表取締役社長）の動機及び原因及び長期売掛金の回収に関する当社からの資金循環の有無の検証。
- ② 具体的な再発防止策の検討及び策定。
- ③ 再発防止策の運用に対するモニタリングを行うこと。
- ④ その他ガバナンス委員会が必要と認め取締役会が委嘱した事項（本調査報告書を踏まえ、関係者の処分、新マネジメント体制の提言（すなわち、来る定時株主総会に向けた取締役（監査等委員を含む。）候補者の指名））。

当社は、ガバナンス委員会から、2024年5月8日付（中間）答申書、同年6月12日付答申書を受領するとともに、同月31日の当社取締役会、同年6月7日の当社取締役会、同月12日の当社取締役会に、ガバナンス委員会委員にオブザーバーとして出席いただき、追加の答申について説明を受けました。

このうち、ガバナンス委員会の、不適切な交際費の望月氏の動機及び原因及び長期売掛金の回収に関する当社からの資金循環の有無の検証（諮問事項①後段）に関する答申は、以下のとおりです。

- 取締役に対するヒアリングを実施したことに加え、特別調査委員会に対して資料の提供や認定プロセスに関する補足的な説明を依頼したが、特別調査委員会は、「調査委員会の独立性」の観点から、資料提供や補足説明等は一切行わないことを明言したため、ガバナンス委員会は、特別調査委員会による調査

結果以外の新たな事実は確認することができず、不適切な交際費に関する望月氏の動機及び原因並びに長期売掛金に関する資金循環の有無に関し、追加の事実認定を行うことができなかった。

- 望月氏(当時)が申請した交際費の精算は私的なものや重複したものが混在していたものの、望月氏は、望月氏が申請した経費は、税務会計上はともかく接待営業のための支出であって、私的なものや重複したものが混在していたのは過誤によるものであると供述しており、特別調査委員会の調査によっても、望月氏の供述を排斥するまでには至らず、税務会計上経費として認められない部分についても、望月氏が意図的に経費申請した事実は認められなかった。
- 特別調査委員会が指摘する、望月氏らが当社から資金循環を行って長期売掛金の回収を偽装した疑義も、これを否定する望月氏の供述を排斥するには至らず、事実として認められなかった。

ガバナンス委員会は、本件の原因分析、新マネジメント体制の提言、再発防止策の提言(その他の諮問事項)についても答申を行っておりますが、これに対する当社の決定内容は下記2以降で適宜説明いたします。

なお、ガバナンス委員会の答申は、特別調査委員会が認定した事実(すなわち、望月氏が意図的に行っていたいわゆる経営者不正とまでは認められないものの、望月氏の交際接待費等に関する不適切行為及び長期売掛金債権の回収に関する不適切行為があったこと)を前提とするものであるとのことです。

## 2 原因分析

ガバナンス委員会の答申書及び特別委員会による調査報告書、並びに当社の財務報告に係る内部統制上の不備の再評価結果を踏まえ、改めて、当社取締役会において、本件の発生原因の分析を行った結果は以下のとおりです。

- 最たる原因は、望月氏のガバナンス意識の低さ、すなわち、上場会社の経営者として、過誤によっても私的なものが一切混在しないよう公私を厳格に分け、利害関係者に対する説明責任を全うするという意識が不十分であった点(敷衍すると、たとえ会社経費を私的に遊興費などに支出したものでなかったとしても、税務コンプライアンスを遵守しなければ、会社は表面に現れないリスクを抱えることとなり、その持続的成長の障害になる。また、私的に支出した金銭が結果として会社の債権回収につながったとしても、そのような事実・情報を適切に説明しなければ、会社の牽制機能は働かず、更には株主・投資家に会社の財政状態や経営成績を見誤らせることにつながり、説明責任を全うしたことにはならない。)
- 取締役管理本部長(当時)及び管理本部部長代理(当時)のガバナンス意識が不十分であったことや、望月氏に対する付度から、十分な統制機能を果たせなかった点
- 取締役管理本部長(当時)及び管理本部部長代理(当時)から取締役会や監査等委員会に対しても適切な情報提供がなされなかった点
- その結果、望月氏の行為に対し、取締役会及び監査等委員会が十分批判的検討ができなかった点

## 3 再発防止策

当社は、ガバナンス委員会の再発防止策に関する答申を受け入れ、ガバナンス委員会が策定した以下の再発防止策を実施します。

### (1) 本件に関する再発防止策

#### (ア) 当社ガバナンス体制の抜本的な改善

- ① 当社取締役(監査等委員含む)の刷新(社外からの代表取締役の招聘含む)。ただし、錦織氏は、就任時期が極めて最近であり今回の不祥事の大半の期間において取締役ではなかったこともあり、留任とする。なお、錦織氏を除く現取締役(監査等委員を含む)は、当社グループ(当社及び子会社)の役員から一切退任する。
- ② 指名報酬委員会の設置と社外役員の過半数化
- ③ 望月氏を含む当社取締役(監査等委員含む)に対する責任追及。具体的な責任追及の内容は、ガバ

ナンス委員会の追加答申を受けながら、今後の検討事項とする。

(イ) 取締役会・監査等委員会によるガバナンス機能の強化

- ① 取締役会への情報共有や情報伝達の改善
- ② 内部監査体制の位置づけの見直し（監査等委員直下とする）と体制の強化
- ③ 取締役会における重要リスクのモニタリング
- ④ リスク管理体制の再構築とリスク管理の強化

(ウ) 本件を踏まえた個別的な対応

- ① 関連当事者取引及び利益相反取引に関する規程の見直し
- ② 役員経費精算のルール設定（交際接待費に関する運用の厳格化含む）

(エ) 当社企業風土の刷新

- ① 企業風土の刷新に向けた全役職員に対する研修の継続的な実施（営業関連役職員に対する技術営業に向けたワークショップの開催含む）
- ② 役員や管理職以上の社員に対するコンプライアンス及び職責・ガバナンスに関する研修の継続的な実施
- ③ 内部通報窓口の機能充実

(2) 望月氏の処遇及び追加的な対応（各種モニタリング含む）

(ア) ガバナンス委員会の答申

ガバナンス委員会は、当社に対し、本件の最たる原因は、望月氏のガバナンス意識の低さ、すなわち、上場会社の経営者として、過誤によるとしても私的なものが一切混在しないよう公私を厳格に分け、利害関係者に対する説明責任を全うするという意識が不十分であったと指摘される一方で、以下の理由から、当社グループが徹底した再発防止策を構築、運用することで、望月氏は何らかの形で引き続き当社グループの業務に関わることは、許容されるべきであるとの答申を行いました。なお、望月氏に対する具体的な責任追及の内容は、引き続き、ガバナンス委員会において検討を行い、追って追加答申するとのことです。

- 当社が、今日の売上規模に至ったのは望月氏の貢献度は極めて高く、営業成績等の定量的な観点からも代替は容易ではないと考えられること
- 望月氏が申請した交際費の精算は私的なものや重複したものが混在していたものの、特別調査委員会の調査によっても、望月氏の供述を排斥するまでには至らず、税務会計上経費として認められない部分についても、望月氏が意図的に経費申請した事実は認められず、特別調査委員会が指摘する、望月氏らが当社から資金循環を行って長期売掛金の回収を偽装した疑義も、これを否定する望月氏の供述を排斥するには至らず、事実として認められなかったこと
- 本件の最たる原因は、望月氏のガバナンス意識の低さ、すなわち、上場会社の経営者として、公私を厳格に分け、利害関係者に対する説明責任を全うするという意識が不十分であった点及び取締役管理本部長（当時）ら管理本部長代理（当時）のガバナンス意識が不十分であったことや、望月氏に対する付度から、十分な統制機能を果たせなかった点であるが、望月氏に付度をしない外部者を中心とするガバナンス体制を構築し、再発防止策を徹底することで、望月氏が当社の事業に関与し続けることによるリスクをコントロールできると考えられること
- 望月氏は、当社大株主であり、株主としての影響力行使の余地が考えられるところ、ガバナンス委員会として、望月氏に対し、株主権の行使について、ガバナンス委員会が指定する者（新マネジメント体制発足後は、外部役員のみで構成される指名報酬委員会を想定している。）に委任し、自ら行使しないことについての誓約書の提出を求め、受理していること

(イ) 望月氏の処遇及び追加的な対応（各種モニタリング含む）

そこで、当社は、ガバナンス委員会の答申を受け入れ、望月氏の処遇について取締役任期満了後、ガバナンス委員会が策定した以下の追加的な対応（各種モニタリングを含む。なお、以下の追加的な対応は、現時点で特に必要であるとして挙げた項目であり、今後、更に追加し、詳細化していく予定です。）を望月氏に遵守させ

ることを条件に、委任型の執行役員として登用し、当社グループの営業代行業務及びその他当社グループが必要であるとする業務を委託することを決議しました。

ただし、下記のとおり、望月氏の業務範囲は、業務委託による営業代行その他会社が必要と認めた事項に限り、当然のことながら決裁、承認権限はありません。また、委任契約に基づく業務委託であり、望月氏が以下の追加的な対応を遵守しない場合、契約解除等を含む厳格な対応をする方針です。

なお、望月氏に対する業務委託の具体的内容、各種モニタリング手続等を盛り込んだ業務委託契約書の内容などの決定は、ガバナンス委員会の答申を受けながら、当社において引き続き検討して参ります。

また、望月氏以外の業務執行取締役の退任後における処遇についても、ガバナンス委員会の答申を受けながら、当社において引き続き検討して参ります。

- 望月氏の業務範囲は、業務委託による営業代行その他会社が必要と認めた事項とし、当然のことながら決裁、承認権限はないものとする。なお、事業活動の通念上、業務委託で営業上の交渉を行う場合においては、委託元の会社における肩書、名刺、メールアドレスなどが与えられているケースと、そうでないケースとでは、交渉力が大きく異なって来ることに鑑み、「執行役員」などの肩書、名刺、メールアドレスなどは付与することとする。
- 望月氏が交際接待費等を使用する場合、事前申請を行うこととする（事後申請は一切禁止する。）。
- 望月氏に委託した業務に係る報告書の提出を義務として業務委託契約書に定める。
- 管理本部において、取引先ごとの交際接待費集計表を作成する。
- 業務報告書や交際接待費集計表について、内部監査人による内部監査を実施する。望月氏が関与する交際接待費については当面の間、全件チェックを行う  
注 望月氏が関与しない交際接待費について、チェックを行わないという趣旨ではございません。
- 内部監査人は監査した内容について、監査等委員会（新マネジメント体制発足前の場合はガバナンス委員会。以下同じ）に報告を実施し、監査等委員会で内容の検討、取締役会への報告を実施する。交際接待費について、必要に応じて顧問税理士が内容の確認を実施する。
- 監査等委員会による望月氏への定期的（最低4半期に一回、当初は月1回を目途に実施する。）な面談を実施し、面談録について取締役会への報告を実施する。
- 面談の際には、交際接待費、関連当事者取引、利益相反取引について中心的に議論し、さらにリテラシー向上のための研修なども行う。
- 上記望月氏のモニタリングの結果、不適切な交際接待費支出（意味のない営業を繰り返し実施している、他の営業マンへの過度な影響を行使している場合等）を確認した場合、嚴重注意、戒告、業務停止、契約解除等を監査等委員会、取締役会で検討する。
- その他、監査等委員会（新マネジメント体制発足前の場合はガバナンス委員会。以下同じ）がモニタリング手続等として必要な施策の一切を行う。

#### 4 新マネジメント体制について

ガバナンス委員会の新マネジメント体制（後任候補者）に関する答申を受け入れ、当社は、新マネジメント体制（すなわち、来る定時株主総会に向けた取締役（監査等委員を含む。）候補者）について、以下のとおり決定しました。ただし、本決定はあくまでガバナンス委員会の提言を受け入れる旨の決定であり、今後、取締役会において、定時株主総会における取締役選任議案を決議した場合には、改めて公表いたします。

##### 後任候補者

候補者	役職	主な略歴	選定の経緯
笠原弘和	業務執行取締役 代表取締役	株式会社ジー・スリーホールディングス元代表取締役	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、代表取締役を社外から招聘することが望ましいこと、同氏は、不適正な会計処理の不祥事によって特設注意市場銘柄に指定された株式会社ジー・スリーホールディングスの代表取締役として、同社の再建に尽力し、特設注意市場銘柄の

			指定解除に貢献された経験を有し、これらを経て得られた経験と見識に基づき、当社代表取締役として十分な役割を果たすことが期待できるため、選定いたしました。
錦織正人	業務執行取締役	当社取締役 兼 西日本統括責任者(大阪・広島・福岡) 兼 海外本部副本部長	上記3(1)のとおり、同氏は、就任時期が極めて最近であり今回の不祥事の大半の期間において取締役ではなかったこともあり、留任とする旨の答申を受けております。同氏の当社グループの企業成長に寄与してきた実績と経験は、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、そして、今後の更なる企業成長に繋げるうえで適任と判断し、選定いたしました。
磯部伸弘	業務執行取締役	当社執行役員 管理本部長 兼 業務部長 兼 経理部長 兼 シナジー創出室長	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、財務・管理部門の強化は必要不可欠であること、同氏の当社執行役員管理本部長 兼 業務部長 兼 経理部長として本件の対応に尽力してきた実績と経験は、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、そして、今後の更なる企業成長に繋げるうえで適任と判断し、選定いたしました。
大濱尚	業務執行取締役	当社執行役員 工事本部長	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、工事部門の強化は必要不可欠であること、同氏の当社執行役員工事本部長として当社グループの企業成長に寄与してきた実績と経験は、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、そして、今後の更なる企業成長に繋げるうえで適任と判断し、選定いたしました。
若林要	社外取締役	株式会社若林 取締役	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏の会社役員や経営者としての実績と実績は、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、選定いたしました。 また、諮問事項③の継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役(監査等委員を含む。)は、ガバナンス委員会委員会と連続性があることが望ましいと判断し、ガバナンス委員会の外部委員(沼井委員長、若林委員、大下委員及び横山委員)を、当社社外取締役(監査等委員を含む。)として選定するのが適切であると考えております。
重田秀豪	社外取締役	株式会社インサイト 代表取締役 株式会社100キャピタル 取締役	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏の会社役員や経営者としての実績と実績は、当社社外取締役として、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できるため、選定いたしました。
沼井英明	社外取締役 (監査等委員)	弁護士/沼井総合法律事務所 廣濟堂ホールディングス 社外監査役	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏は、弁護士として、法律事務に関する豊富な経験を有していることに加え、社外取締役の経験も豊富であり、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社監査等委員として、

		株式会社プラコー 社外監査役 パス株式会社 社 外取締役（監査等 委員） ハドラスホールデ ィングス株式会社 社外取締役 株式会社 RECOSYS 社外取締役 株式会社 LIMNO 取締役	当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、選定いたしました。また、諮問事項③の継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役（監査等委員を含む。）は、ガバナンス委員会委員会と連続性があることが望ましいと判断し、ガバナンス委員会の外部委員（沼井委員長、若林委員、大下委員及び横山委員）を、当社社外取締役（監査等委員を含む。）に選定するのが適切であるとと考えております。
大下良仁	社外取締役 （監査等委員）	弁護士／善国寺坂 法律事務所 ヒューマンクリエ ーションホールデ ィングス株式会社 社外監査役 太洋物産株式会社 社外取締役（監査 等委員）	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏は、裁判官としての経験と弁護士としての経験の双方を有し、法律事務に関する豊富な経験を有しているといえることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社監査等委員として、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、選定いたしました。 また、諮問事項③の継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役（監査等委員を含む。）は、ガバナンス委員会委員会と連続性があることが望ましいと判断し、ガバナンス委員会の外部委員（沼井委員長、若林委員、大下委員及び横山委員）を、当社社外取締役（監査等委員を含む。）に選定するのが適切であるとと考えております。
横山友之	社外取締役 （監査等委員）	公認会計士／株式 会社 BlueSeed 代 表取締役 株式会社立飛スト ラテジーラボ 非 常勤執行役員（現 任） 光ビジネスフォー ム株式会社 社外 取締役（現任） 太洋物産株式会社 社外取締役（現任） TRIBAWL 株式会 社社外取締役（現任） 株式会社ジー・ス リーホールディン グス 社外取締役 （現任）	当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験も有することから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社監査等委員として、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、選定いたしました。 また、諮問事項③の継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役（監査等委員を含む。）は、ガバナンス委員会委員会と連続性があることが望ましいと判断し、ガバナンス委員会の外部委員（沼井委員長、若林委員、大下委員及び横山委員）を、当社社外取締役（監査等委員を含む。）に選定するのが適切であるとと考えております。

当社は、ガバナンス委員会の答申内容を真摯に受け止め、今後の再発防止に全力で取り組む所存であります。なお、ガバナンス委員会の答申内容は、ガバナンス委員会が当社より委嘱を受けた諮問事項全てを網羅するものではなく、一部の諮問事項（再発防止策、モニタリング手続の詳細化、望月氏を含む当社取締役（監査等委員含む）に対する責任追及等）については引き続き検討を行う予定であるとの連絡をガバナンス委員会から受けております（新マネジメント体制が発足した場合、ガバナンス委員会は、監査等委員会及び指名報酬委員会がその役割を引き続くこととなります。）。そのため、当社は、ガバナンス委員会からの追加答申を受けた後、当社取締役会で議論し、決定次第、速やかに公表いたします。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上